

京都府立大学生命環境学部附属 農場長及び演習林長選考規程

(平成20年京都府立大学規程第36号)

(選考)

第1条 京都府立大学生命環境学部附属農場長及び演習林長(以下「附属施設長」という。)候補者の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 次の各号の一に該当する場合は、附属施設長候補者を選考する。

- (1) 附属施設長の任期が満了するとき。
- (2) 附属施設長が辞任したとき。
- (3) 附属施設長が欠員となったとき。

2 前項第1号による選考は、その事由が生じる日の1月前までに、第2号及び第3号による場合は、速やかに行う。

(選考の方法)

第3条 附属施設長候補者の選考方法は、選挙権を有する者(以下「選挙権者」という。)による選挙により行う。

2 選挙は、単記無記名投票による。

3 前項の選挙は、選挙権者の3分の2以上の投票を要する。

(選挙権者)

第4条 前条の選挙権者は、生命環境科学研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教で、生命環境学部の担当を命ぜられたものとする。

2 投票当日、やむを得ない事情のため投票できない者は、不在投票をすることができる。

3 不在投票をする者は、選挙管理委員長にその理由を申し出て不在投票用紙の交付を受け、所要事項を記入して厳封の上、選挙管理委員長に提出しなければならない。

(附属施設長候補者の資格)

第5条 附属施設長候補者の被選挙権を有する者は、生命環境科学研究科の教授で、生命環境学部の担当を命ぜられたものとする。

(選挙管理委員会)

第6条 選挙事務を管理するため、附属施設長選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会は、教授会において選出した5名の委員で組織する。

3 管理委員会は、委員の互選による委員長を置く。

(選挙の公示)

第7条 管理委員会は、選挙の日時及び場所を決定し、投票日の7日前までに公示する。

(当選者)

第8条 有効投票数の最高得票者を附属施設長候補者の当選者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を当選者とする。

2 投票の効力は、管理委員会において決定する。

(附属施設長候補者の決定)

第9条 生命環境学部長は、選挙管理委員長から選挙結果の報告を受け、直ちに教授会において附属施設長候補者を決定し、学長に報告する。

(任期)

第10条 附属施設長の任期は、京都府立大学部局長任期及び選考規程(平成20年京都府立大学規程第32号)第3条の規定を準用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、附属施設長候補者選挙に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行期日前に選考された附属施設長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。